

六戸町下水道事業(農業集落排水事業)経営戦略

(令和3年度～令和12年度)

令和4年3月

青森県 六戸町

六戸町下水道事業(農業集落排水事業)経営戦略

団 体 名 : 六戸町

事 業 名 : 下水道事業(農業集落排水事業)

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年4月1日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 令和6年4月1日 一部適用 予定
処理区域内人口密度	6.93人/ha (1,552人/224ha)	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	3処理区(金矢地区、七百地区、岡沼地区)		
処 理 場 数	3箇所(金矢地区、七百地区、岡沼地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度に汚水処理整備計画を見直し、農業地区や下水道区域の削減を行い、浄化槽への転換を図っている。これに準じたかたちで平成24年度に下水道法事業計画の変更を行い、事業の効率化を図っている。また、3処理区からの脱水汚泥は、民間の堆肥化施設にて集約処理を行い、下水汚泥堆肥として農地還元している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料：10m ³ まで・・・1,000円(税抜) 超過使用料：11～30m ³ 超・・・1m ³ につき120円(税抜) ：31～50m ³ 超・・・1m ³ につき130円(税抜) ：51～150m ³ 超・・・1m ³ につき140円(税抜) ：151m ³ ～・・・1m ³ につき160円(税抜)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料はない。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	浴場・プールについて下記の通り。 基本使用料：10m ³ まで・・・900円(税抜) 超過使用料：11m ³ ～・・・1m ³ につき20円(税抜)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,376円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,534円
	令和元年度 (平成31年度)	2,420円		令和元年度 (平成31年度)	2,554円
	令和2年度	2,420円		令和2年度	2,587円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名（損益勘定所屬職員1名、資本勘定職員0名）
事業運営組織	建設下水道課（下水道係）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	管渠及びマンホールポンプの維持管理業務を民間業者に委託している。今後必要に応じて委託範囲等を含めた民間委託の見直しを行う。
	イ 指定管理者制度	維持管理業務の民間委託を継続する。このため、指定管理者制度の導入は未検討である。
	ウ PPP・PFI	維持管理業務の民間委託を継続する。このため、PPP、PFIの導入は未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	現在のところ未検討である。処理場の脱水汚泥は、民間の堆肥化施設にて集約処理を行い、下水汚泥堆肥として農地還元している。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	土地を有する下水道施設があるが、現在のところ未検討である。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

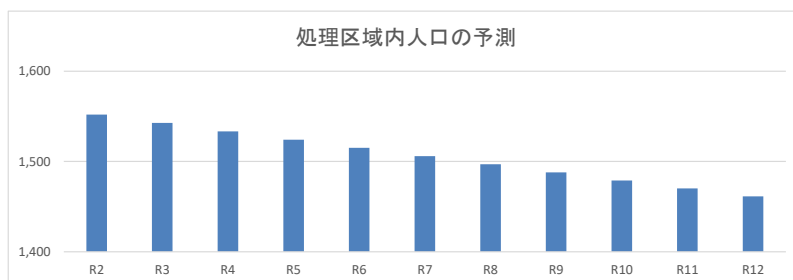
本町では、ホームページ上において、下水道事業(公共下水道、農業集落排水)の経営の状況および課題を的確かつ簡明に把握するとともに、今後の見直しや課題への対応、町民への説明にも活用できるよう、「経営比較分析表」を公表している。

経費回収率は、類似団体と比較して低くなっている。要因として、汚水処理原価が高いこと、使用料単価が低いことが考えられ、今後は経費回収率の向上に向け、コストの削減や使用料の改定等を行っていく必要がある。

2. 将来の事業環境

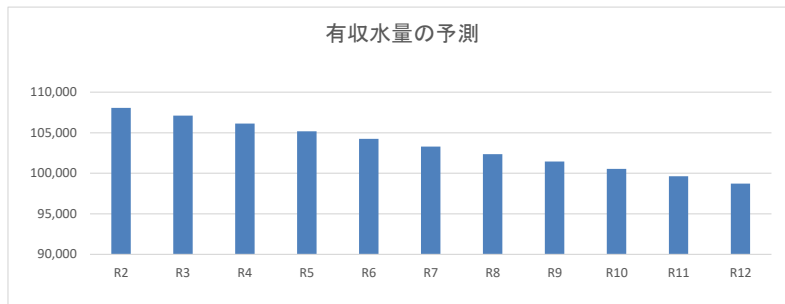
(1) 処理区域内人口の予測

「国立社会保障・人口問題研究所」における人口推計を使用し、今後の人口予測を行った。町全体の人口の減少に伴い、処理区域内人口も減少する見込みである。



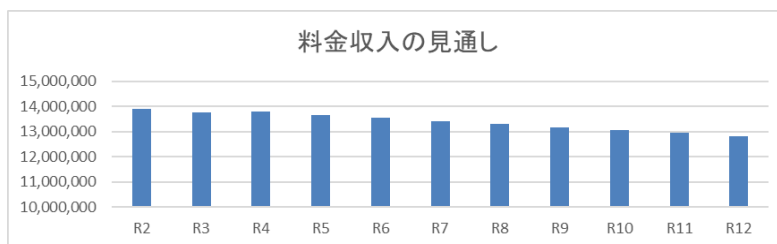
(2) 有収水量の予測

過去5年間における汚水処理量と有収水量の実績を基に水洗化人口を推定し、それに直近の1人当たりの汚水排出量を乗じて有収水量を予測した。町全体の人口減少の影響を受けて、将来的には減少していく予測となった。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、使用料単価に年間有収水量を乗じて算出した。下水道料金の増額改定を見込んでいるが、減少する見込みとなった。



(4) 施設の見通し

平成5年度に供用を開始してから約30年が経過し、施設・設備等の老朽化が進行している。下水道サービスを安定的に提供していくためには、下水道ストックを適切に管理しながら、施設の延命化や改築更新の取組が不可欠である。

(5) 組織の見通し

事業規模は変わらないため、人員の増加はない見通しである。

3. 経営の基本方針

本町は、使用料料金収入で維持管理費を賄えていない状況であり、今後も同様の状況が続くものと予想される。また、今後は施設・設備等の更新も必要となってくることから、ストックマネジメント計画の策定等を行い、事業費の平準化を図り、使用料の適正化(使用料料金の増額改定等)の検討を行い、経営の健全化を図っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画的な更新事業の実施により、事業費の平準化を図る
-----	---------------------------

・投資の目標に関する事項
補助事業としては平成29～30年度にかけて、機能強化対策事業を実施し、まとまった面整備は行っておらず、補助事業の実施予定はない。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
単独事業として公共ます設置工事等を実施するものとした。改築事業は、計画期間内では発生しないものとしているが、今後はストックマネジメント計画の策定を検討していくことも考えている。この場合、必要に応じて財政収支予測については再検証を行うものと考えている。

・本来であれば、適正に整備された固定資産台帳情報をもとに、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を的確に反映させるべきところ、本町では現在、令和5年度末までの法適用に向け、詳細な固定資産の把握を行っているところであり、本来の趣旨に沿った試算ができない状況にある。このことから、今回の改定では、投資試算は行わず、法適用の段階で投資に関する試算を行うこととする。
また、次回改定の際は、投資試算のみならず、戦略に記載する全ての内容について、国のガイドライン及び令和4年1月25日付け総務省通知に沿って見直し・改定を行うこととする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基準外繰入金金の縮減を図る
-----	---------------

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により今後の使用料収入増加は困難であるが、これまで通り水洗化を促進する計画としている。また、使用料単価は120円台後半であり、今後は維持管理費の回収率を高めていくように段階的な料金の適正化を行っていくものとする。

・繰入金に関する事項
財政収支上、営業収入の不足により賄いきれない支出相当分に充当している。

・財源試算は、収支均衡の考え方から適切な投資試算を基に試算する必要があるが、前述のとおり、今回の改定では本来の趣旨に沿った投資試算ができない状況にあり、複数の推計パターンによる試算ができないため、法適用の段階で財源に関する試算を行うこととする。
また、法適用の段階で投資に関する試算を行った際、現在の使用料単価では賄えない可能性があることから、試算した内容に基づき、使用料改定の検討を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項
最低限の人員で臨んでいるため、今後もその状態が続くものとした。法適用により人員が増加した際は、経営戦略を改定する。

・需用費に関する事項
平成27年度値を将来固定として設定した。

・委託費に関する事項
現状では経費削減につながる民間委託は不透明なため、現状の委託費を将来固定として設定した。

・令和9年以降、施設の更新事業を予定し設定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成22年度の污水処理計画に準じて、当初の農業地区の一部では浄化槽への転換を図っている。
投資の平準化に関する事項	現時点では考えていない。ただし、長期的にみると、管渠の耐用年数50年を迎える令和19年度(2037年度)以降は、改築事業費が集中しないよう、段階的な実施計画を立案していくものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、これまでどおり、維持管理業務の民間委託を継続するが、必要に応じて、包括的民間委託導入検討などを行っていく。
その他の取組	水洗化工事を継続し、使用料収入の確保に努めていく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	処理原価の回収率は維持管理費の1/2程度であり、かつ150円/m ³ 以下となっている。財政収支上は一般会計繰入により問題がないが、料金の適正化を図り、経営のさらなる健全化を図っていく。
資産活用による収入増加の取組について	収入増加に繋がる取組がないか、検討を行っていく。
その他の取組	国の補助事業や交付税措置など起債発行可能な財源確保を行っていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では、これまでどおり、維持管理業務の民間委託を継続するが、必要に応じて、包括的民間委託導入検討などを行っていく。
職員給与費に関する事項	計画期間中は農業集落排水相当は必要最小限の人員で対応予定であるが、必要に応じて職員数の増減を検討していく。
動力費に関する事項	動力費は、処理場に関する費用であるため、有収水量比により増減させた予測値を採用している。
薬品費に関する事項	薬品費は、処理場に関する費用であるため、有収水量比により増減させた予測値を採用している。
修繕費に関する事項	これまでどおりの修繕費は継続するものとしている。今後は、効率定な修繕計画の検討を行う。
委託費に関する事項	委託業務について、さらなる効率化・統合を図り、経費の削減を目指す。
その他の取組	今後もまとまった面整備は実施せず、水洗化の向上を図っていくものとする。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略は、数年ごとに見直しをかけ、効率的な事業となるように計画を立案する。大規模な改築事業等が発生した場合、将来の財政予測等を行うためのツールとしても活用を図っていく。 また、令和4年1月25日付け総務省からの通知、国のマニュアル及びガイドラインに沿った内容での改定を令和7年度末までに実施する。
---------------------	--

収支計画(※)

(単位:千円、%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)									
収 入	1 総 収 益 (A)	96,124	98,779	98,757	99,357	88,518	84,085	84,690	75,371	63,055	36,064	24,990	21,783
	(1) 営 業 収 益 (B)	13,329	13,900	13,850	13,800	13,750	13,700	13,650	13,600	13,500	13,400	13,000	12,800
	ア 料 金 取 入	13,329	13,900	13,850	13,800	13,750	13,700	13,650	13,600	13,500	13,400	13,000	12,800
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ その他												
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	82,795	84,879	84,907	85,557	74,768	71,165	71,040	61,771	49,555	22,664	11,990	8,983
	ア 他 会 計 繰 入 金	82,759	84,840	84,867	85,517	74,728	71,125	71,000	61,731	49,515	22,624	11,950	8,943
	イ その他	36	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	2 総 費 用 (E)	42,616	43,040	40,057	37,747	35,489	33,563	31,747	29,905	28,535	27,685	27,313	27,123
	(1) 営 業 費 用 (F)	25,143	27,738	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
ア 職 員 給 与 費													
ウ ち 退 職 手 当													
イ その他	25,143	27,738	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	
(2) 営 業 外 費 用 (G)	17,473	15,302	13,057	10,747	8,489	6,563	4,747	2,905	1,535	685	313	123	
ア 支 払 利 息	17,473	15,302	13,057	10,747	8,489	6,563	4,747	2,905	1,535	685	313	123	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ その他													
3 収 支 差 引 (A)-(D)	(E)	53,508	55,739	58,700	61,610	53,029	51,302	52,943	45,466	34,520	8,379	△ 2,323	△ 5,340
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	32,929	33,630	33,560	33,560	33,060	32,560	32,060	31,560	30,060	28,060	26,060	25,060
	(1) 地 方 債 償 還 金												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	32,929	33,570	33,500	33,500	33,000	32,500	32,000	31,500	30,000	28,000	26,000	25,000
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	86,437	89,368	92,260	95,170	86,089	83,862	85,003	77,026	64,580	36,439	23,737	19,720
(1) 建 設 改 良 費		749	749	749	749	749	749	749	10,000	10,000	10,000	10,000	
ウ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	86,437	88,619	91,511	94,421	85,340	83,113	84,254	76,277	54,580	26,439	13,737	9,720	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 53,508	△ 55,739	△ 58,700	△ 61,610	△ 53,029	△ 51,302	△ 52,943	△ 45,466	△ 34,520	△ 8,379	2,323	5,340
収 支 再 差 引 (E)+(I)	(J)		1										
積 立 金 (K)		1	1										
前年度からの繰越金 (L)		1											
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実 質 収 支 差 (R)	(P)-(Q)												
赤 字 比 率 (S)	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$												
収 益 的 収 支 比 率 (T)	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	74	75	75	75	73	73	73	71	76	67	61	59
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (T)													
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (U)		13,329	13,900	13,850	13,800	13,750	13,700	13,650	13,600	13,500	13,400	13,000	12,800
地方財政法による資金不足の比率 (U)/(U)×100 (V)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (V)/(X)×100 (Y)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)		809,226	722,789	634,620	543,109	448,688	363,348	280,235	195,981	119,704	65,124	38,685	24,948
○他会計繰入金 (単位:千円)													
年 度		前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)									
収 益 的 収 支 分	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	82,759	84,840	84,867	85,517	74,728	71,125	71,000	61,731	49,515	22,624	11,950	8,943
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	2,339	2,311	1,987	1,709	1,470	1,264	1,087	935	804	691	595	511
	合 計	32,929	33,570	33,500	33,500	33,000	32,500	32,000	31,500	30,000	28,000	26,000	25,000
資 本 的 収 支 分	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	32,929	33,570	33,500	33,500	33,000	32,500	32,000	31,500	30,000	28,000	26,000	25,000
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
	合 計	115,688	118,410	118,367	119,017	107,728	103,625	103,000	93,231	79,515	50,624	37,950	33,943

(※)令和3年度地方債償還等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省第107号・総務省第73号・総務省第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。